

別記様式（第6条関係）

令和7年7月18日

清水町議会議長 山下 清美 様

清水町議会議員 田村 幸紀

研 修 報 告 書

清水町議会議員研修要綱第6条の規定により、次のとおり成果を報告します。

記

- 1 研修名（主催者） 令和7年度市町村議会議員研修〔3日間コース〕〔社会保障〕
（全国市町村国際文化研修所）
- 2 研修日時 令和7年6月30日（月）～7月2日（水）
- 3 研修先 全国市町村国際文化研修所（滋賀県大津市）
- 4 研修目的 議会の活性化に資するため。
- 5 成果

【研修の趣旨】

少子高齢化、家族機能の変容、社会的孤立など、地域が抱える課題が複雑・多様化する中、「地域共生社会の実現」が全国的な政策テーマとなっている。本研修では学術的な視点と自治体・民間現場の実践を通じて、制度の狭間にある困りごとへの支援のあり方や、多機関連携・住民協働の手法について理解を深めた。

【特筆すべき講義・事例内容の概要】

（1）地域共生社会の実現に向けて

同志社大学社会学部教授 永田 祐氏

- 「地域共生社会」は、単なる制度の統合ではなく、困りごとを“まるごと”受け止められる地域を再構築すること。現行制度では対応しきれない「制度の谷間」（8050問題、ヤングケアラー、ひきこもり等）に対して、“支援と参加が一体”となる仕組みが必要。
- 重層的支援体制整備事業では、「包括的相談支援」、「多機関協働」、「参加支援」を3本柱に自治体主導で柔軟な体制づくりが重要。
- 成果指標は、「関係の質の向上」が結果として支援効果につながるという視点が重要であるため、定量的成果よりも「どれだけつながり続けられたか」を重視すべき。
- 支援を「やらされる業務」から「自由研究」へ発想を転換。支援者自身が探究心と柔軟さを持てる環境づくりが鍵となる。

(2) 10年後の彼と地域を見つめた応援～未来への下ごしらえ～

社会福祉法人わたむきの里福祉会理事 野々村光子氏

- 働きたいけど働けない人に向き合う就労・居場所支援の現場から、長期無就労や引きこもりなど「生きづらさ」を抱える人の「応援団」を地域に築く活動は、親・支援者・職場・制度のすき間に寄り添うことが肝である。
- 無理のない社会参加（就労支援）のステップは、「適度に」「適当に」社会と関わるスタンスで、無理なく一步を踏み出せる支援を提供すること。
- 就労だけでなく、部屋の片付け・ゴミ屋敷対応・買い物同行なども含めた実践支援といった「制度の外」で関わる自由さが現場の力となる。
- 成果は「支援者数」ではなく、「どれだけの人とつながり、つながり続けたか」であり定量では測りきれないこと。

(3) これからの子ども・子育て支援の在り方～地域包括的・継続的支援に向けて～

淑徳大学総合福祉学部教授 佐藤まゆみ氏

- 孤育て（こそだて）を防ぐため、支援を「必要な人だけに届ける」から「誰もが参加できる支援」へと転換
- 保育所や支援拠点に加え、地域ぐるみの“つながる場”のデザインが重要
- 支援者と家庭が対等に関われる関係づくりを重視
- 住民や地域企業、団体と連携した「子育て応援体制」の構築が有効

【清水町への示唆と応用の方向性】

・支援体制の一本化

既存の福祉相談・子育て支援・移住相談等を束ねる「包括型窓口」を設置し、断らない相談体制の構築

・庁内対話の仕組み

各課の連携を促す「横断型対話の場」を新設し、役職を越えて困りごとを共有できる仕組みをつくる

・地域との連携

地域食堂等の活動と行政の相談窓口を接続し、支援対象者の早期把握と関係機関をつなぐ仕組みづくり

・社会参加支援

空き家活用や地元企業との協働で、短時間雇用・地域ボランティア・行事運営など「役割を持って参加できる場」をつくる

・人材育成

職員・支援者・ボランティア向け「共生社会実現研修」を導入し、役場（町）全体で共通意識を醸成

【課題と展望】

- ・縦割り意識の克服

制度や担当の壁を超えて「暮らしを支える自治体」となるための組織・文化づくり

- ・制度外支援の柔軟性

予算・人員配置の見直しにより、「制度に該当しないが支援が必要な人」へのアプローチ強化

- ・評価の再構築

解決数よりも「関係性」「本人の変化」などの定性的評価も併用し、支援の本質を捉える

- ・議会・住民との連携強化

施策のチェックと提案だけでなく、住民と共に地域課題を発見・共創する議会機能（地域共創）を推進

【所感と町への提言（議会視点）】

本研修を通じて、「支援の成果」は数字ではなく、地域の中にいかに“関係性”を生み出し、それを持続させられるかという視点に転換すべきであると強く感じた。

清水町でも、既に存在する住民活動や NPO、協力隊の取組と行政機能を有機的につなぎ、制度の谷間にいる町民にも「つながれる場所」を保障する体制づくりが急務である。

子育て支援においては「支援を必要とする家庭のため」だけでなく、町全体が関わることで、安心して子育てできる環境を地域に根づかせることができる。「子どもはまちの宝」であるという意識のもと、孤立を防ぎ、つながりを育む仕組みづくりはこれからも町全体で進めていかなければならない。

上記の取組は、町職員が“縦割り”を超えて学び合い、自由に協働できる文化の醸成と、支援対象者を「地域の担い手」として捉える意識転換が必要であり、このことが町政運営と議会活動の両面で喫緊の課題であると認識している。

議会としても、町民一人ひとりの「生きづらさ」に気づき、施策の届きにくい層に目を向けることで、地域共生社会の一員としての責任を果たしていきたい。